

別記 嘆 頌 書 寫

- 一、按差書印時撤回サレタシ
 - 一、レコード伴奏ヲ即時撤回サレタシ
 - 一、レコード伴奏ニヨル撤管ヲ即時取消サレタシ
 - 一、覺書條項ヲ全從業員ニ即時適用サレタシ
- 右回答ハ八月二十五日午後三時ニサレタシ

昭和九年八月二十四日

日若日興全從業員會

日本活動寫真株式會社 御中
日本興業株式會社

芳秋弟ニ。六二彌

昭和九年九月二十九日

警視總監 藤 沼 庄 平

9.10.23
5883

内務大臣 後藤 文 夫 殿
社會局長 官 殿
谷縣 府 縣 長 官 殿

北海道支庁大津町在川左岸に於ける日若日興全從業員會の事務所
所在地 函館市馬場町五丁目五番地

日活並日興兩社労働争議ニ關スル件 (第三報)

九月十九日 日興本部 於テ友誼団体ヨリ結成セル危機委員会ヲ開催ス

九月二十日午後二時 日興本部 於テ友誼団体ヨリ結成セル危機委員会ヲ開催ス

九月二十一日午後九時 日興本部 於テ友誼団体ヨリ結成セル危機委員会ヲ開催ス

九月二十二日午後九時 日興本部 於テ友誼団体ヨリ結成セル危機委員会ヲ開催ス

要旨

標記労働争議其ノ後ノ經過左ノ通り